

### 第3問

Xは、構成員20名の暴走族であるヤンキースの構成員の1人であった。ヤンキースは日頃、神奈川県湘南海岸を拠点として暴走行為を繰り返していたが、当該地域における警察の取り締まりが激しくなったことや、崇拝していたサザンオールスターズの解散によるショックから、暴走行為の拠点を神奈川県から東京都八王子市に移すことを画策していた。その件で、深夜の廃屋で決起集会を開いていたところ、議論が収束せず連日連夜に渡ってしまったことで、廃屋周辺の工場関係者の話題の的となった。そのためヤンキースが何か計画していることが次第に広まっていき、数日後には、その計画は周辺の暴走族の知るところとなっていた。

それに対し、東京都八王子市を拠点としている暴走族であるタダキッズは、縄張りを崩されることに嫌悪感を抱いたため、ヤンキースに対し「俺らの縄張りに入ってくるな。もし計画を進めるなら、こちらにも考えがある」と警告した。ヤンキースは、構わずに集会を続けたが、タダキッズが集会を襲撃してくることを警戒し、木刀5本・鉄パイプ4本を風呂敷や毛布等で包み目立たないようにして、これらを携えて自らの集会場所として占拠している廃屋に赴き、建物内にむき出しにして置き、集会を続けていた。

すると、警告通り、タダキッズの構成員20名が鉄パイプ等で武装の上襲撃してきたので、タダキッズの構成員であるYと、Xは話し合いの場を持ったが、折り合いがつかず両者の話し合いは決裂した。その際、Yは激高し手に持った鉄パイプを握って、Xに殴りかかった。そこでXはYに対して、用意していた鉄パイプを使い同人の頭・肩・腕を滅多打ちにした(この際、同人に対して加療1か月の傷害を負わせた)が、同人に逃げられ建物入り口付近まで追いかけたが、それ以上追うのをやめ、建物中心部に引き返した。

Xの罪責を述べよ。

なお建造物等侵入罪(130条)及び凶器準備集合罪(208条の3)については検討しなくてよい。